

静岡市災害時協力井戸登録事業の実施

◆アピールポイント	災害発生時に地域住民の方々の生活用水を確保するため、災害時協力井戸登録事業を開始しました。
◆日時・期間	令和5年7月3日(月)から申請受付開始
◆内容など	<p>1 事業概要</p> <p>(1) 対象井戸：自治会、自主防災会、事業所、個人が所有する静岡市内にある既存の井戸又は新設予定の井戸</p> <p>(2) 申請方法：静岡市災害時協力井戸登録申請書に必要書類を添えて各区地域総務課の申請受付窓口に提出</p> <p>(3) 申請者：自治会、自主防災会、事業所、個人(個人又は事業所については、自治会、自主防災会による代理申請も可)</p> <p>(4) 補助制度：協力井戸に登録した場合は、手押し井戸ポンプ・電動井戸ポンプの購入費に対して補助金を交付(補助率1/2、補助上限額5万円) ：令和5年8月10日から申請受付開始</p> <p>2 その他</p> <p>○静岡市災害時公共井戸登録事業 災害発生時に静岡市が所有する井戸を活用し、地域住民の方々の生活用水を確保するため、災害時公共井戸登録事業を開始しました。 事業開始日：令和5年7月3日(月)</p> <p>3 事業内容の掲載先</p> <p>○静岡市HP 静岡市トップ>くらし>防災・消防>危機管理>お知らせ 下記URL https://www.city.shizuoka.lg.jp/021_000036_00001.html 問い合わせ先 危機管理総室 危機対策係(054-221-1241)</p>

別紙資料 有・無
ぜひ取材をお願いします。

【問合せ】 危機管理総室 危機対策係
(静岡庁舎新館低層棟3階)
担当 石井、水口、小沢
電話 054-221-1241